

春日部市印鑑条例の一部を改正する条例

春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>住民基本台帳カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>住民基本台帳カード</u>により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。